

個人情報保護等に関する再発防止の取組（案）

1 経過

令和3年11月、市政情報公開請求の手続過程において個人情報の不適切な取扱い事案（以下「本事案」）が発覚した。

これは、市民からの市政情報公開請求において、市政情報公開請求書の写し（PDFデータ）を電子メールに添付して公開対象の文書等を作成した機関に送信し、その際、請求者名等の記入欄にマスキング処理を施すことなく送信したことにより、請求者の個人情報が当該機関に漏えいすることとなったもの。

本事案を踏まえ、市では庁内調査の実施のほか、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を複数回開催し情報公開手続や個人情報の取扱いに関して両審査会へ報告し、意見をいただいた。両審査会からの意見を踏まえ、個人情報保護、情報公開手続の見直し、適正な公文書管理の推進等、再発防止の取組を進める。

2 審査会の開催

○情報公開審査会 ①令和3年12月27日、②令和4年2月4日
⇒3月7日に市へ意見書が提出された

○個人情報保護審査会 ①令和4年1月24日、②1月31日、③2月21日
⇒4月14日に市へ意見書が提出された

＜情報公開審査会からの主な意見＞

- 市政情報公開請求書の個人情報にマスキング処理を施すことなく外部へ送付したことは、個人情報保護に対する意識が極めて希薄であったと言わざるを得ない。情報公開の手続とともに、個人情報の取扱いについて徹底した配慮を求める。本事案においては9枚の請求書を外部へ送付しており、その状況を上司が全く把握してなかったことは管理・監督の在り方が不十分と言わざるを得ない。市民の情報を取り扱う公務員としての強い自覚と規律性の高い組織体制の確保を求める。
- 市政情報公開の対象に市以外の外部機関が作成した文書等が含まれる場合の非公開情報の確認方法について具体的な定めがないことには問題がある。指針や規定の整備等、具体的な運用方法を明確化し、統一的な手続きを定め、再発防止に向けた取組を進めることを求める。
- 電子メールの取扱いについて市として統一的な運用方法を定めるとともに、メールサーバーの容量の課題のほか、昨今のペーパーレス化の推進とあわせ、時代に即した運用方法への見直し、改善を図る必要がある。
- 情報公開制度とともに、個人情報の適切な取扱いについて、様々な機会を通じて職員研修の実施や自己研さんに全庁的に取り組み、職員一人一人が公務員としての自覚を強く持ち、より高度な意識のもと適切に職務を遂行されるよう強く要望する。

＜個人情報保護審査会からの主な意見＞

- 個人情報を保護することは、そもそも地方公務員たる市職員として最低限守るべき事項であり、基礎的知識として当然理解しておくべきことである。当審査会では、これまで定例の審査会の中で、繰り返し個人情報の保護の重要性を訴え、市からの諮問事項に対して専門的見地からの審査はもとより、危機管理の観点や市民の視点からも審査し、意見を申し述べてきた。それにも関わらず、本事案が発生してしまったことは誠に遺憾である。
- 市の説明から垣間見えるのは、個人情報の取扱いとして外部へ情報提供する際の緊張感の欠如という点である。本事案を踏まえ、平時の個人情報の取扱いはもとより、災害時などに突発的な対応を行う際にも、市の組織全体で個人情報の適正な取扱いが行われるよう具体的な手引等を整備し、職員への周知徹底や研修の実施など再発防止に向けた取組が求められる。
- 今後、本事案のような不適切な個人情報の取扱いが二度と起きないように、再発防止に向けた取組が継続的に実行されることを求めるとともに、その取組状況について当審査会に随時報告を求める。個人情報保護に関し、今後の市の自発的、自律的な取組に期待する。

3 再発防止の取組（案）

(1) 個人情報保護

- ① 個人情報保護の徹底に向けた研修の実施、在宅勤務用研修資料の整備^{新規}、外部講師による講演会開催^{新規}、新任管理職向け研修の実施^{新規}
- ② 個人情報漏えい時の対応マニュアルの整備^{新規}
- ③ 個人情報保護に関するよくある質問・事例集の整備^{新規}
- ④ 毎年10月を「個人情報保護推進月間（※）」とし、個人情報保護意識を高める取組を行う^{新規}
- ⑤ (仮)個人情報保護チェックカードの配付（全職員（会計年度任用職員、委託業者含む））^{新規}

(2) 情報公開制度

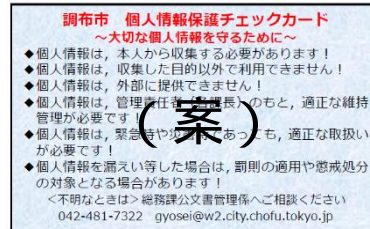
- ① 情報公開制度に関する研修の実施、在宅勤務用研修資料の整備^{新規}、外部講師による講演会開催^{新規}、新任管理職向け研修の実施^{新規}
- ② 情報公開事務の手引の改訂（市政情報公開請求書の外部提供の禁止、外部機関が作成した資料等の確認方法の記載）
- ③ 情報公開制度に関するよくある質問・事例集の整備^{新規}

(3) 公文書管理

- ① 電子メールの取扱いに関する統一ルールの整備^{新規}
- ② 公文書管理に関する研修の実施（組織共用性の考え方、電子メールの取扱い等）

(4) 出前研修の実施

個人情報保護制度、情報公開制度等に関する庁内出前研修を実施^{新規}



(仮)個人情報保護チェックカード



新規採用職員への研修の様子
「情報公開制度・個人情報保護制度」

※個人情報保護推進月間：国の個人情報保護委員会においては、毎年10月に「個人情報を考える週間」を設定し、個人情報保護の啓発活動を行っている。